

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 25 日

【照会先】

北海道労働局総務部企画室

室 長 後藤 亮 (内線 3568)

室長補佐 高木 浩司 (内線 3575)

(代表電話) (011) 709-2311

## 北海道労働局に「雇用環境・均等部」を新たに設置します

～ 4 月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

北海道労働局では組織の見直しを行い、平成 28 年 4 月から「雇用環境・均等部」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、またセクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対して違った部署が重複して指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取組や対応などを「雇用環境・均等部」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

### 【ポイント】

#### ① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等部」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

#### ② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等部」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

#### ③ 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等部」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

### 《新たな組織の連絡先など》

北海道労働局雇用環境・均等部

住 所：〒060-8566 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 9 階

電 話：企画課（企画・助成金担当）（011）788-7874（直通）

指導課（各種法令担当）（011）709-2715（直通）

総合労働相談コーナー（011）707-2700（直通）

F A X：（011）709-8786

【別添資料】北海道労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等部』を設置